

第2回 安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成22年6月30日（水） 午後1時30分から午後3時00分まで

場 所：安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

出席者：加藤勝美委員・大参 斌委員・太田克子委員・柴田茂博委員・大場順也委員
山内正幸委員・大野裕史委員・古濱利枝子委員・二宗博美委員

草苺玲子委員・小森義史委員・石川政子委員・小鹿登美委員・昇 秀樹委員

事務局：磯村市民生活部長・犬塚市民活動課長・長谷市民協働係長・竹内主査
中山主事

傍聴者：3人

事務局： 皆さんこんにちは。ただいまから、第2回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会を開催いたします。

最初に市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章は、次第の裏面に印刷してございますのでご覧いただきたいと思います。

< 市民憲章唱和 >

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。本日の審議会に傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。それでは初めに永田副市長からあいさつを申し上げます。

副市長： 皆さんこんにちは。本日は、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。市民参加と協働、地方自治の根幹を成すものとして、各分野の代表の方、あるいは市民の代表として参加していただき重ねてお礼申し上げます。参加と協働、このことにつきましては、市長のマニフェストにおいても自治の環境を変えるということで、このことに通ずるものと考えております。皆様のご協力をいただきたいと思います。お忙しい方ばかりと思いますが、どうぞ安城にふさわしい条例、指針をつくっていききたいと思いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

事務局： 議題に入ります前に、審議会委員でありました町内会長連絡協議会会長の鳥居さんが、平成22年4月20日付けで交代され、加藤勝美さんが新任されて

おります。従いまして、策定審議会設置要綱第5条第2項によりまして、審議会委員として委嘱させていただいておりますのでご報告をさせていただきます。

< 加藤委員自己紹介 >

事務局： それでは、議事に移らせていただきます。

ここからの進行は、鳥居会長が町内会長連絡協議会会長を辞任されたため、会長職が空席となっておりますので、策定審議会設置要綱第4条第4項によりまして、大参副会長をお願いいたします。

大参副会長： 暑い中ありがとうございます。鳥居会長が辞任されたということで、まず議題が「（１）会長及び副会長の選出について」となっております。皆さんからのご意見などがありましたらお願いいたします。

事務局： 事務局からその経緯について説明させていただきます。鳥居会長が町内会長連絡協議会会長を辞任されたために、『安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会設置要綱』第5条第2項の委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任するものとする。ということで、会長職が空席となっています。会長、副会長の選出から始めさせていただきたいと思います。『安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会設置要綱』第4条の規定により会長は委員の互選によりということで定めてございます。会長が空席ということは明らかでございますので、まずは会長から選出し、副会長は、委員の中から会長が指名するということにさせていただきます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

大参副会長： 今日は2回目の審議会ということで、まだ1回しか行っておりませんので、連合町内会長さんが鳥居さんから加藤さんに代わられたということ、加藤委員におかれましては、市議会議員も長くやられてきて、経験豊富です。鳥居会長の後をお願いできたらと思いますので、皆さんから意見がございましたらお願いします。

< 異議なし >

大参副会長： では、加藤さんでよろしいですね。よろしくお願いします。

加藤会長： 前任の鳥居さんほどりっぱな人間ではありませんので、同じように出来るかどうか分かりませんが、皆様方のご協力をいただきながら、一生懸命やっていきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局： では、事務局から先ほど申し上げましたように、副会長は会長から指名することなので、会長から指名をお願いします。

加藤会長： では、事務局から説明がありましたように、副会長は会長の指名ということなので、指名させていただきます。副会長には、大参委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。4月の年度替りということで、鳥居前会長の方からは、「大変途中で申し訳ない」という言葉もいただいており、後任の加藤会長におきましてもしっかりやっていただけると言っていております。ここからの進行は、加藤会長にお願いしますが、永田副市長については、公務がありますので退席させていただきます。

では、ここからの進行につきましては、加藤会長よろしくお願いします。

加藤会長： それでは続きまして、「議題（２）市民会議の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 市民会議の進捗状況について報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料２につきましては、先回、３月の第１回目の中でもスケジュールの中で大雑把に説明させていただいておりますが、今回市民会議の進捗状況の説明をさせていただきます。まず市民会議のほうですが、一般市民公募で１６名、関係団体代表、社会福祉協議会の関係２名、市の職員プロジェクトチーム１０名、合計２８名で話し合いを進めさせていただいております。開催状況は、市民会議では、平日の夜７時から９時半ごろ約２時間３０分で開催させていただいております。現在まで８回行われております。第１回目は、昨年１２月２１日に開催させていただきまして、今年１月２１日と２月１０日までをステップ１と位置付けております。市民参加条例に関する内容についての勉強、話し合い、土台作りから始めまして、自治基本条例の内容等についても勉強会

を進め、市民参加条例策定の理解を深めていただくとともに、課題の抽出もされてきました。また、2月28日につきましては、市民活動団体を対象に意見交換会を実施させていただいております。この開催につきましては、団体の他に市民会議のメンバーも多く参加していただきました。第4回が3月26日、ここからはステップ2と題しまして、条例の構成について理解と、また4つのグループに分けまして、ステップ1からの課題の抽出と第5回目4月26日から第8回目今月16日までには、個々の条例の内容についての話し合いと意見抽出を行いました。また、裏面をめぐっていただきますと、今後のスケジュールの中で現在まで決まっている段階のものでございます。7月に3回を予定しております、正副会長と事務局等の話し合いの中でまとめていきたいと思っております。それを第9回7月30日に行われる市民会議でたたき台のリファインとし、選定をさせていただきたいと思っております。最終的には、来年3月の議会にかけたいということで進めてまいりたいという日程が組まれております。ただ、内容的に広範囲な、また内容の濃いものでございますので、話し合いの過程によって若干日程等も変わってくる可能性もありますので含みおきいただきたい。私の方からは全体的な日程等の説明をさせていただき、ここからは市民会議の正副会長のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

小森委員： 市民会議の会長の小森と申します。これから市民会議の内容について簡単にご説明させていただきます。最初にお手元に「あんねっと新聞」があると思いますけれども、これについて副会長に簡単に説明していただいた後、中身がどのように議論されているのか私の方から説明いたしますので、よろしくお願い致します。

石川委員： 市民会議の副会長をさせていただいております石川と申します。市民会議の説明をして欲しいということですが、まず私がなぜこのような市民会議に公募したかについてお話いたします。実は、専業農家の主婦でありまして、朝から晩まで農業をしております。農村女性もどこかで市政に参加したいというのがありまして、どこかで私達の意見を入れて欲しいと思い、公募してここに座っております。市民参加という事であれば、これはわたしたち市民一般が参加してつくり上げる条例だと思い参加しました。“協働”といいますが私達のあいだでは“農業協同組合”の“協同”だとしか認識していませんでした。

色々とあんねつとにおいて勉強させていただいて、少しずつわかりかけてきました。あんねつとが始まって、まず会議に行って驚いたのは、皆さんベテランばかりの中に私が入ってしまったことでした。

第1回目の会議では、安城の七夕にちなんで短冊に私達の思いを書きました。これを機会に徐々に物申せるようになりました。私は農業の良さを伝えていきたいというのが入ったきっかけです。参加した皆さんが、帰り際に「今日楽しかったね。」というのがあいさつになり、そんな楽しい雰囲気の中からものが出来ると信じています。それが安城の良さだと思っております。“あんねつと”は、「あのね（あんね）」という呼びかけるような言葉の響きと安城の「あん」そしてつながるというイメージの「ネット」という言葉が合わさって名称ができました。そんな親しみやすい名前になりました。いい参加条例になると思っています。参加条例の報告とは違った話になってしまったかも知れませんが、私はそのような気持ちで参加条例立ち上げに参加しております。よろしくをお願いします。

小鹿委員： 副会長の小鹿です。第2回からについて説明いたします。

第2回では、全体ワークでキーワードとなる「キャッチフレーズ」をあげています。

第3回目では、安城の現状評価をしようということで自由な視点から評価、問題点、安城のハシゴは何段目等話を進めてきました。

第4回では、条例の骨組みと今後の進め方を考えてきました。ラクダの図、これは「参加ラクダ」というのですが、参加が楽に出来る、あるいは参加が楽しいという意味合いが込められています。頭が総則、胴が参加の保障、足が役割と責務、こぶが参加手続き、尾が雑則と形それぞれイメージで取り組んでいます。私たちは、これをもとに検討に取り組んでいます。この回では、安城で大切にしたい項目は何か、それが多いたころはどこかなど話し合いました。

第5回目では、参加ラクダの頭と足で、あ、ん、ねっ、と班の4つの班に分かれ、検討を行いました。いろんな視点から意見を出し進めていきました。

「4. 市民の責務」では、積極的な市民参加や市民参加への関心理解など話し合いました。「5. 市の責務」のところでは、お互いそれぞれの立場、視点から意見を出しました。

第6回目では、「6. 市民参加の対象」、「7. 市民参加の方法」、「8. 意見や結果の取り扱い」について話し合いました。取り扱い基準やパブリック

コメントについてなどさまざまな意見が条例について出ています。「9. 公表及び広聴の方法等」では、交流など子ども達が学校でも出来る意見もでています。それぞれの班で、いろいろな意見や個性豊かな意見が出ております。それを一覧にまとめたのが資料3です。この資料について、小森会長から説明をいたします。

小森委員： 今ざっと、雰囲気と意見などをお話しさせていただきましたけれども、資料3は、4回にわたって検討して、委員の皆さんから出していただいた意見そのもののデータです。その後3回にわたり正副会長により、これに基づいて文章化してあんねっとで検討の上、素案として審議会にご提示します。今どのような内容が意見として挙げられているか、かいつまんで説明いたします。

○●□■◎の記号がありますが、これは何回目に話し合われた内容かを示しています。全チームが同じ項目を検討したわけではありませんので、意見のあるところとないところがあります。4班それぞれ自分たちの興味のあるところを中心に意見だしをしています。

まず、「0. 前文」ですけれども、自治基本条例があつての市民参加条例なので、あえて前文はいらないかな、というのが大勢ですが、やはり思いを自分たちも入れたいという事で、前文を作りたいという意見と要らないという両方の意見がありますので、作るならこんな前文というのを示しながら、要る要らない、その内容を決めていきたいという段階です。

1枚めくっていただいて「1. 条例の目的」があります。基本的には自治基本条例を元にしていますので、そのつながりを書くとか、自治基本条例の第14条に基づいてですから、そのことを織り込みながらと考えています。

右側には「2. 用語の定義」がありますが、これについても自治基本条例で主な用語は定められていますので、だぶることは定義しない、必要があれば決めていく。中身を決めた後に最終的に決めることになり、結果として新たな用語の定義はないかもしれません。

次が「3. 市民参加の基本原則」です。ここも、自治基本条例とダブるような内容が多くあります。ですからなるべく簡素にするため、極端なところは、基本原則を定めなくて個々の条文で定めればよいという意見もありますし、自治基本条例以外の内容で、市民参加の基本原則を伝えたいという意見があります。特に、子どもの参加、20歳未満の参加をとという意見もあります。もちろん市民の中に子どもも含まれますが、特出ししてはどうかという意見もあり、

今後あんねつとの中で検討していきます。

「４．市民の責務」についても、微妙に自治基本条例と重複する部分があります。コンパクトにまとめていきたいと思います。

同様に、「５．市の責務」も同じです。人の育成であるとか、計画書を定める、とかいうのが他市にはみられないような意見かと思います。これも、入れる入れないをあんねつとして方向性を決めていきたいと思います。

以上までは基本的に自治基本条例にある内容なので、調整しながら決めていく必要がありますが、次からの６、７は、特に６は、自治基本条例で定めなさいと書かれた部分で、市民参加の内容そのものになりますので、キモかなと思います。

「６．市民参加の対象」は、どういうことが市民参加の対象になるかを定めることになる項目です。条例の制定改廃、基本計画・施策、市民の義務や権利、大規模な施設の計画・設置、市の大きな方向性を決めるもの、市民の生活に影響のあるもの、このようなものを対象としてはどうかという意見が出ています。逆に、なんでも対象にするのではなく、市民参加の対象としないことができることも意見が出されています。例えば、軽微なものとか、緊急に行わなければならないものとか、これらも条例に謳うべきではないか。但し、市民参加と対象としなかった場合も、きちんと理由等を公表するというのも条例で謳ってはどうかということです。

次は「７．市民参加の方法」です。こういった対象をどうやって参加していくかですが。審議会、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップは、これは従来から安城市でもやられていることなので、これを折り込んでいくことは、議論がないと思いますが、市民政策提案とは、これまで安城市ではやっていないことなので、これを入れるか入れないかというのを議論していくことになりますが、今までの議論からすると是非入れたい意見が多いという状況です。また子どもの市民参加を保障する具体的な方法として、意見が出ています。特徴的な意見として、ね班の意見を見ていただくといいかな、と思います。

アンケートという意見もありますが、広聴とも関係がありますが、市民参加の方法として入れたらどうかという意見もあります。

適切な市民参加の方法を選択、とありますが、市民参加の対象と方法とをどういう考え方でマッチングさせるのか、その方法が提案されています。

この２つ（６． ７．）を補足するという意味で「８．意見や結果の取扱い」はいろんな意見が出ています。この辺もコンパクトにまとめていく形になるか

と思います。

「９.公表及び広聴の方法等」、市民の皆さんに市民参加の状況をこういった形でお知らせするのが、広報や公表。逆に市民の意見を広くどうやって聞くのが、広聴ということですが。公表の方法としては、市の窓口、広報、インターネットとか、交流の場とかではどうだろうかということです。

「１０.実施状況や予定の公表」。公表にあたっては、その頻度を少し明記した方がいいのではないか、年に１回は、どんな市民参加をやるのか、やったのかを公表しましょう、といった意見が出ています。

次からは、市民参加の方法の中で、具体的にどういうことまで載せるのかですが。詳細は規則で定めて、条例には載せないという意見もありますし、どうしても条例にのせるということもありますので、調整していくことになります。

「１１.審議会」ですと、委員の構成とか公募の委員、任期などについていろいろな意見が出ています。どこまで条例にのせるかはこれから決めていくことになります。

「１２.パブリックコメント」は、既に安城市には要綱もあるので、それでもいいのではないかという意見があり、その内容を見直すという意見もあります。

「１４.市民政策提案手続」については、取り入れるのであれば、安城市として新たな内容になりますので、入れる、入れないについて、入れるとすればどこまで条例で謳うのかをきちっと精査して議論する必要があります。

少し考えていかななくてはいけないのが、「１６.推進・評価機関の設置」です。今のところ設置した方がいいという意見が多数を占めています。どういう内容で、どういう役割をもって設置するかということを、決めていく必要がある。必ずしも、全員が設置すべきだと考えているわけではなく、当面はこれから議論していくという形になります。

「１７.条例の見直し」について、条例の見直し自体は必要だという意見は多数ですが、意見が分かれているのは、見直しの期間を定めるか定めないかです。これは今後決めていく必要があると思います。

「１８.委任・経過措置」は事務的な内容になりますので、必要があれば入れていきましょう、ということです。

「１９.その他」は、多く意見が出ているわけではないのですが、今後市民参加に関連して、ボランティアやボランティアをコーディネートする人を育成していくことが、市民参加を進めていく上で必要なので、その辺のことも条例に謳えたらなあと思います。

これらが、みなさんからの意見ですので、これを元にして、正副会長と事務局とで文章化した後、あんねつとでもんで、審議会に出せるようなものにしていきたい、というのが今後の計画です。ざっくりこのようなことが検討されています、ということでご報告させていただきました。

加藤会長： ありがとうございます。昇先生、何かご意見ありましたらお願いします。

昇委員： それなりに良くできていますね。3人寄れば文殊の知恵なんかなあ。そんなにこの問題の専門家は少ないわけで、コメントすればいいですか。

ところで、この会議は、「安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会」、市民参加条例と協働に関する指針を策定する。ここで説明いただいたのは、市民参加条例について。「協働」の方を市民参加条例に含めるのか、含めないのか？

事務局： 市民会議と策定審議会は両方とも、自治基本条例の中で、あくまでも市民参加に関する条例の明記がありまして、現在は、市民参加の条例について市民会議で話し合って、意見の取りまとめをしていくということで、まだ「協働」についての話し合いは、実は進められていません。したがって、条例としましては、まず、市民参加に関する条例をつくりまして、その後の協働については、指針と書いてありますが、どういう風に進めていくかは市民会議の中で話し合いを行い、審議会でご審議いただくことになります。

昇委員： 自治基本条例が第6章で「市民参加と協働」というタイトルが書いてあるので、市民参加なら市民参加の条例があって、協働について、私は共存・協働と言っているんですが、共存・協働を定めるならば、条例で定めるべき事項も内容も変わってきますので、市民参加条例ということになれば、市役所があってそこに市民がどう参加、参画するかという側面ですね。けれど、協働に関する条例となると、NPOとか町内会が市役所とどう協働するかという側面とNPO同士があるいはNPOと町内会が協働をどうするかという側面と、2つの側面があって、その間で対等だとか情報共有するとかその他もろもろある。とりあえずここは、まずは市民参加条例について規定する。協働については、今後条例化するかもしれないし、条例化しないかもしれないけれど、とりあえず、直接的には市民参加について条例化することを議論する。市民参加条例と協働

に関する指針策定審議会なので、先ずは市民参加をやって、しかる後、協働についても検討するという順番で考えさせていただくことでいいですね。

その上で、市民参加条例で2つほど気になったこと、情報提供させていただきます。

1つはですね、「ねっ」班で出ていたことですが、市民参加の方法に関して、世界的に注目されている方法として、熟議民主主義あるいは討議民主主義という方法、アメリカで開発され、ヨーロッパでもやられて、日本でも三鷹市、愛知県の日進市でも、行われていますけれど。紹介だけさせていただきますが、市民参加の方法ですね。

市民参加、参画については、間接民主主義、議会制民主主義は、議会が必ずしも市民の声を十二分に反映していない。例えば、老若男女であったり、職業構成であったり、半世紀前だったらかなりの程度、例えば農業関係者が多かったですよ、農業関係者が議員になる。だけど、サラリーマン化が進んでくると、サラリーマンの人はほとんど議員になっていない。サラリーマンの中で、労働組合で活躍する人が労働組合として議員になったりする。半世紀前と比べると議会を住民の代表することが著しく落ちている。欧米でも日本でも先進国では言われている。そういうことから、市民参加・住民参加という議論が活発になってきた。

その時に、市民参加をやっていて議会側からいつも言われるのは、我々は市民全員から選挙で通ってきている市民の代表者なんだ。一生懸命市民参加をやっても、たまたま市役所が任命したり、公募委員という形で手を挙げたり、それは市民全体を代表していないという批判が常に出てくる。それは、全面的に正しいとはいいませんけれど、半分くらいは、かなり正しい部分はある。

それに対する答として出てきたのが、熟議民主主義、討議民主主義なんです。それは、任意抽出でやるんです。市民を、任意抽出で、公募じゃなくて、公募だと、公募を趣味にしている人とか、すごく意欲的な人とか、限られますよね？任意に抽出で100人きてもらう、そうすると全く本当に、アンケートと同じですよ、任意に抽出ですから、すると100人出して50人は来ません。せいぜい20人30人、下手すると10人。その集まった人たちにアドバイザーをつけて議論する。こんなので、上手くいくのかというと、実際に立ち会っていないので、行ったようなことは言えないのです、先例を見るとそんな悪い結果が出ていない。やはり、三人寄れば文殊の智慧なんですよ。そこに専門的なアドバイザーをつけないと、まったくの素人ばかりではなんです、アドバ

イザーはなるべく市民の意見を尊重する形でアドバイスする。そうすると、世界でも例は多くないのですが、公募委員でやったときと、レベルとしてはあまり遜色ないという結果がでる。ただし手間暇はものすごくかかる。やれといっているわけではなくて、こういう方法もある。

それだって、議員さんからいわせると、全市民から投票されて選ばれているわけではない。代表性から言えば、市長さんや議員さんは正に代表ですから、全然違います。だけど、これまでの公募とか市長さんからの委任にすぎない、という批判に対しては対抗できるわけです。そういうものとしての討議民主主義です。市民参加条例であれば、そういう市民参加の方法もあることを視野に入れて、条例の条文として入れるかどうかではなくて、一応2010年時点で市民参加条例を考えるのであれば、そういう手法を、これまでの条例では、代表性がなっていないんだというなら、最終的に代表するのは、市長や議会ですが、正当性に対する反論です。ある程度の答えを出そうとするのが討議民主主義です。

もう1つが、市民政策提案手続という提案があったのですが、注意してもらいたいのは、皆さん方が思っている以上に、戦後の地方自治制度は、直接民主主義的制度を導入している制度です。というよりは、アメリカGHQに押し付けられた制度です。例えば、イニシアティブ、住民発案制度ですが、住民が、条例を市役所に対して直接請求できる制度が地方自治法に謳われている。住民の何分の1という、自治体の規模でも違うんですけど。考えられるのであれば、今ある制度をみんな知らないから広報するとか、今ある制度がハードルが高いので、住民の何分の1の署名があったときにイニシアティブができる。それをちょっとハードルを下げる形で、市民政策提案手続にする。今ある現行制度と今やろうとしている新しい制度を連立させるようなことを。市民の方は素人の方が大半だと思いますので、今の日本の地方自治制度で比較的知られているのは、名古屋市でやっているのは、市長のリコール、解職請求と市議会の解散請求。日本の伝統にはまったく無い制度です。これは戦後アメリカGHQが、アメリカの直接請求の制度を、日本国憲法と合わせて押し付けたもので、今も残っています。これを軽く見ると大変なんです。アメリカでは、名古屋市の市民税10%どころではなくて、市民税を50%カットしろという直接請求が出てきている。地方自治法では、税金に対しては直接請求したらダメとなっているが、それ以外なら何をやってもいいことになっている。環境、人権、まちづくり、条例施行でも、行政のプロである市役所の皆さんが、地方自治法ではこう

いう直接民主主義の制度がありますよ、それとこれとではどこが同じでどこが違うよ。同じだったらそちらを使えばいいし、ハードルが高いので使いにくいというのであればハードルを緩和するような条例を作ればいい。これは、専門分野の人が市民に説明すればいい。既存のものと合わせて考えていけばいい。とりあえずこんなことで。

加藤会長： ありがとうございます。続いて何かご意見がありましたらお願いします。

太田委員： こういう資料はもう少し早く出していただいて、事前に資料に目を通す時間をいただきたいです。よろしくお願いします。

事務局： もっともな意見だと思います。前回の審議会を3月に開いてから、予定ではもう少し早目に審議会を開いて皆様にご審議いただく予定でしたが、市民会議の進捗のこともございまして、今日も報告をさせていただいた通り、まだ意見の集約もされておられません。今日はあくまでもこういう意見が出ていますよということで出させていただきました。言われるとおりでございますので、次回は事前に委員の方に資料の送付をさせていただき、当日には、それにもとづいて意見をいただく形をとりたいと思いますのでお願いいたします。

加藤会長： 他にはありませんか。

草苅委員： 一番大事じゃないかなと思ったのは、市民参加の方法ではと思っております。従来の市民参加の方法というのは、審議会などが並んでおります。新しい市民政策提案のような高度なものも出てきておりますが、市民参加の方法をもっととっつきやすいような方法でやるべきではないか。任意抽出も一つの方法ですけれども、市民が考える市民参加の方法で意見が出るような方法を、みんな考えてもらえるとありがたいと思います。

加藤会長： 他にはありませんか。

古濱委員： 今日の話の中で私たちが、安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会メンバーとして何をしていくべきか、どういう状況にあるのか、やっと今日みえました。市民会議で議論を重ねることによって、市民参加条例の基礎に

なるものを今までつくってみえた。これから協働に関することもどういう風に組み込んでいくか、私達が委員として市民会議の方々がやられてきたものを審議しながら市民に対して一番わかりやすいものを安城市のために良いものを選んでいくと考えていいんですよ。

事務局： 審議会だ、市民会議だ、と用語につきましても難しいとは思いますが、先回の第1回の時にフローチャートの表の資料をお渡ししています。参加条例を作ります。参加条例とは別立てで協働もやっていく。2本立てで進んでいる中で、市長から審議会のメンバーの方たちに諮問して、市長に対し、安城市はこのように歩いていくべきだという答申をしていただくのがこの審議会です。審議会にかける話題内容は、市がつくっただけでは問題がありますので、市民会議のあんねっとが回を重ねて意見を出して、審議会にかけていただくという流れになっています。いつまで期間をかけるのかという問題もあります。スケジュールのこともあり、議会もあり、市の組織もあり、全ての絡みも出てきますので、その辺りを見ながら審議会に諮っていきたい。市民会議の中でも出ているのが、まちかど座談会、市長への手紙などもう既に行われているじゃないかという声もありますが、それはあくまでも方法論で、それを確立した、条例化していくにはどういうものが必要なのかなど審議会の中で議論していただければいいと思います。

事務局： 参加と協働。策定審議会の中に2つのことばが出てくる。例えばどういう風に捉えるか。自治基本条例では、参加と協働という形で明記されておりますし、参加も定義し、協働も定義されています。参加と協働を1つという形で条例か指針を作るのではなくて、参加は参加だけの条例を作り、協働は協働だけの条例になるか指針になるかは別にして、2つに分けた形で考えていきたい。参加というのは、行政の行う事業、行政活動に対して、市民の方達からいろいろ意見を言っていただく手続き的な手法を条例化していくと考えています。

協働というのは、地域でもそうですが、防犯活動とか、防災とか町内会を中心として市民の方たちが活動してみえます。また、NPOとかボランティアの方たちが、環境とか福祉の面で活動されています。協働というのは、皆さんの活動に対して市民の方達が参加するとか、ボランティアの活動に対して市と一緒に協働していきましょう。協働は、お互いが対等の立場で事業を進めていく。参加と協働は少し違うのではないかとということで、分けて進めさせて

いただいています。

大場委員： 市民参加条例の完成形のイメージがつかないので、どんなことを我々が審議したらいいのかイメージがつかないのではないかな。ベンチマークとなるような、他の参加条例ではこういうことを言っていますよ、キーとなることば、例えば「市民参加」を定義するとこんなイメージになるとか、整理されるといい。そうすれば市民会議の条例案を見て、こう表現すれば意見が拾えるとか、審議会として意見が出せる。

前回の先生の講演で、協働のイメージはいただいたのですが、市民参加のイメージがいまいちついていない。整理していただけるとわかりやすいのかという気がしました。

事務局： 参考例を出すとイメージが一人歩きしてしまうのも危惧させることと思う。参加条例というのはだいたいこういうものだというのをイメージしていくためには、市民会議でも配っています。

事務局： 他市町の事例を紹介した方が実感できるかもしれないですね。勉強会用として条例を全国から20市集めて資料としています。それを皆さんに送らせていただきますので、参考に読み込んでいただけますか。

近いうちに送らせていただきます。市民参加条例のみです。協働は別立てで考えています。

柴田委員： 自治基本条例と市民参加条例の違いについて簡単に教えてください。私の頭の中では、両方とも市民が市政に参加することで同じだと思うのですが。

事務局： 自治基本条例が、市の規範的となるものの定めです。この中で、「市民参加については、別に条例で定めること」と謳われています。それを受けて、市民参加条例を作る。内容的にはダブル部分がありますが、自治基本条例が大本にありまして、そこからの細かい部分で市民参加、協働を定めていくと。ただし、参加につきましては、条例で定めると謳ってありますので、参加条例を進めています。

大野委員： 今お話の中で市民が何に参加するのかというのは、つまり自治に参加する

のだ、というところまでは理解できました。市民参加条例は、市民が獲得した権利なののでしょうか、それとも市民に課せられた義務でしょうか。どちらのスタンスを取るかによって書きぶりが変わってきますよね。確認をしておきたかった、どちらですかね。

事務局： 市民の参加の権利を保証するものです。強制するものではなく、自主的な参加です。義務ではなくて権利ということで、条例化することで権利を保障していく。

大野委員： 役割と責務とあるが、これは義務ですか。

事務局： 市民会議で話し合っているのは、あくまでも条立てをするとそういう書き方になる、今までの凡例がありますから。例えば、「パブリックコメント」という用語なども少し高齢の方にはわからないのではないかという議論があります。これはあくまで案として出しているだけであり、そのまま使うわけではありません。意見を言って頂ければそれを変えることもひとつだと思います。

事務局： 「責務」ということがありましたが、発言する以上は、市民の方たちも責任を持ちましょうという責任と捉えていただければ、表現はこれからになります。

大野委員： 確認をしたかったのは、スタンスとして、「こういうの作ったら？」と市民に言うのは、「義務」になるかもしれないが、市民会議でやっているように、「わたしたちこういうものが作りたいんです」という形で上がってくるものは、「権利」になるという気がしたので。行政側がこういうものを作ったらどうですかというのは責任。逆に、こういうふうにまとめてきたものをベースにして作れば、市民が勝ちとった権利なんだ。どこかに筋を通しておいた方がわかりやすいかと思いました。

事務局： 今おっしゃられたようなことは、市民会議の中で前文に思いを込めたらどうかなどの意見も出ております。条文なら簡単にした方がいい、という意見もありますし、せっかく市民が話し合ったのなら、入れたほうがいいし。今から、市民会議の中でその辺の話もまとめつつ、進めていきたいと思います。

加藤会長： それでは意見も出尽くしたようですので、次に移りたいと思います。「議題（３）市民参加アンケート結果について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 市政に関する市民参加アンケートを取らせていただいております。お手元の資料４について説明させていただきます。実施時期は、平成２２年の１月から２月の間で行いました。実施の方法につきましては、公共施設の窓口で配布し、回答していただくという形です。回答数は全部で１，１３４件ありました。実際には、本庁北庁窓口３２、地区公民館８３０、旧わくわくセンター・ボランティアセンター８３、イベント会場１８９の回答がありました。質問項目は９問１１項目です。回答者の属性は、女性半数５１％、男性２４％、回答無しもありますが、公民館の回答が多いので女性が公民館を使われるのが多いのかと感じました。また通常、公民館にこられる人については市民参加の意識が高いのかなと感じました。

属性について一番多いのが６０歳代３８２で３２％、７０歳以上が２２０で１８％と非常に５０歳以上の高齢者の回答が多かったです。平日を含め公民館は高齢者の使用が多いとご理解下さい。

「安城市では市民の声が十分市政に反映されているか」という質問に“思う”、“ややそう思う”が５７％となる一方で“あまり思わない”、“思わない”の否定的な回答も３９％ありました。

４番目の質問で、「あなたはこれまでに安城市の市民参加に関わったことがありますか」との質問に、“ない”６４％、“ある”３１％となりました。機会も含めてまだまだ関わっている人間が少ないことがわかると思います。

「参加した方で、その市民参加はどのようなものですか」との回答には「フォーラム、シンポジウム」が１５８、「まちかど座談会」１５６でこの２つが飛びぬけて多かったです。市長へのメールボックスも５８ありました。

参加しての「効果・メリットは？」には“施策や考えを知ることができた”、“自分の考え方の幅や視野が広がった”などありました。

「デメリットは？」には“少数の声を市民の意見として良いのか”が１０３ありました。

「安城市の市民参加に機会があれば関わってみたいか」には“関わってみたい”４５％、“どちらでもない”３５％、“関わりたくない”６％となりました。

関わってみたい人の中で「どのような分野に参加したいですか」には“教育

文化”、“生活環境”、“保健福祉”この3つが多く、“産業振興”が一番少なかったです。

どちらでもない、関わりたくない「理由を教えてください」には、“興味がない”、“意味が感じられない”などそのものに対する意見もありましたが、参加する意志があっても自身の都合で関われないという回答もあります。参加の方法を検討する上で、どのようなことが必要なかを考えていきたいと思います。

以上で簡単ではありますが、市民参加アンケートの結果についての報告でした。

加藤会長： 質問があればお願いします。

質問がないようですので、以上で議題については終わりたいと思います。

事務局： 次回の審議会開催予定は、あねつとの進捗状況にも拠りますが、9月の中旬から下旬とさせていただきます。先進市事例資料は、準備が出来次第送付したいと思います。また、市民会議の議事録は、インターネットで見ることが出来るようになっております。

昇委員： 大野さんの質問の「権利と義務」と市民参加のアンケート結果とで、どのようにして説明できるか考えていました。思いついたので。

私は以前、国の役人をやっていました、その時に法律を作っていましたが。20年前に、この安城市民参加条例、国でいうと国民参加法は、省内や内閣法制局であればボツになる法案です。近代国家は、そもそも夜警国家といいまして、国は余分なことはするな、警察・消防・軍隊で国民・住民を危険から守ったらいいいんだ。あとは国民の自由としようという考えで近代国家、法律・条例が作られている。法律の大原則は、自由主義国家観というのですが、国民の自由を最大限に尊重する。国民の自由を権力が侵害するときは、必ず国民の代表である国会・地方議会の議決を経た法律・条例の根拠を必要とするのが大ルールなんです。これを法治主義といいます。だから、税金を取るときには、内部の要綱ではなくて、必ず条例でないといけないのです。介護保険料など必ず条例で定めなければならない。

この案は、法律事項、条例事項が何もないんです。市民の権利を冒していないのです。だから20年前であればそもそも条例にならない事例です。法律と

か条例は、国、県、市町村が、国民・住民の自由を冒すときに国会、議会の議決を経て作られます。その理解からすると、この案には条例事項がないから、条例を作るべきではない、という議論になるのです。だけど、実務からいうと、この種の法律・条例の無い事項はいっぱい作られていて、どうやって説明するかというと、最低事項からいうと国民・住民の権利を奪うものは、行政内部の要綱はダメで、例えば宅地開発“要綱”というのはダメで、“条例”にしないといけない、となる。だけど、法律・条例事項が無くても、国民・住民の自由を冒さなくても、国民の福利に（条例にした方が）資するので、内部規則よりも効果が高い場合には、法律・条例で定めてもいい、という風に考え方が変わってきたのだと思う。

国家の役割が変わったのだと思う。国家の役割が、福祉、教育、まちづくり、環境と様々なことをやるようになって、その時に、国民、住民の住民の自由を奪わなくても、国民、住民の側から市役所に義務を課した、それを単なる要綱でなくて、条例で定めるようになった。逆ですよ。条例というのが、権力から国民住民の権利を守るためにあったのが、逆に住民、市民の側から市役所に対して、こういうことを決めるときは市民参加をやらないといけない、1年経ったら結果を年次報告しなければいけない、などのように、市民の側から市役所に義務付ける。これまでは、憲法は権利を縛るもの、だけど法律・条例は国民・住民を縛るもの、けどここでは逆転現象が起こっているんですよ。

前は、憲法だけが権力を縛るものだったのが、最近は法律・条例も国・行政を縛るようになった。国・県・市の果たす役割がいろいろなことをするようになり、住民生活に大きな影響を持つようになったので、重要なことを決める時には、議会だけではなくて、市民参加の手続きを経て、市民の意見をいろいろ聴いて、安城市はいろいろなことを決めなさい、と義務付けるもので、条例を作ることになっている。それで、こういう形になってきているのかなと思いました。現在の状況をどういう風に説明したらいいかと考えて、こういうと説得力があるのかなと思いました。

市民会議の出した案は、市民の側からの市役所を縛る市民参加条例であるという位置づけである、と考えていただくのがいいのではないかな。

そもそもこのアンケート自身が、市民参加することがいいことだ、という暗黙の前提で作られています。夜警国家の場合、なるべく関わらない方がいいという考え方だったのが、国・県・市町村と国民・住民の関係が大きく変わってきている。そういうことが、法律事項・条例事項をこえて、こういう条例が作

られるようになったのだ、こういう風に説明するといいのかなと思いました。

事務局： ありがとうございます。皆様、色々ご意見ご審議していただきましてありがとうございます。以上をもちまして2回目の審議会を終了させていただきます。本日は、大変どうもありがとうございました。

以上